

大一でんき電力需給約款
別表（中国）

2023年7月1日実施

目次

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金.....	2
(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価.....	2
(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用.....	2
(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定.....	2
2. 燃料費調整.....	3
(1) 燃料費調整額の算定.....	3
(2) 基準単価.....	5
3. 離島ユニバーサルサービス調整.....	6
(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定.....	6
(2) 離島基準単価.....	8
4. 使用電力量の協定.....	9
(1) 過去の使用電力量による場合.....	9
(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合.....	9
(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき.....	9
(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合.....	9
(5) 公差をこえる誤差により修正する場合.....	9
5. 料金表.....	10
(1) 大でんき 従量電灯 A (従量電灯 A 相当).....	10
(2) 大でんき 従量電灯 B (従量電灯 B 相当).....	11
(3) 大でんき 低圧電力 (低圧電力相当).....	12
6. 契約種別.....	13
(1) 大でんき 従量電灯 A (従量電灯 A 相当).....	13
(2) 大でんき 従量電灯 B (従量電灯 B 相当).....	13
(3) 低圧電力.....	14
附則 (中国電力ネットワーク株式会社管内).....	16

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めま

す。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ) ただし、ただし、料金表により最低料金が適用される契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量（1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。）までは、最低料金が適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

ハ) お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ = 本約款附則に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格及び1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

ロ) 基準燃料費調整単価（通常の燃料費調整単価）

基準燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。なお、基準燃料価格Xは本約款附則に定めるものとします。

$$\cdot \text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X) \times \text{下記ホの基準単価} / 1,000$$

ハ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、基準燃料費調整単価から「令和4年度 電気・ガス価格激変緩和対策事業費補助金」による特別措置の燃料費調整単価を差し引くことで算定します。

- ・燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 - 特別措置の燃料費調整単価
- ・特別措置の燃料費調整単価

2023年1月の検針日から2023年9月の検針日の前日までの期間	低圧で供給を受ける場合 1キロワット時につき	7.00円
2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間	低圧で供給を受ける場合 1キロワット時につき	3.50円

- 二) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ホ) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に、ハ) によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、料金表により最低料金が適用される契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、附則に定めます。

3. 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times 1.0000 + B \times 0.0000 + C \times 0.0000$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} =$$

$$(79,300\text{円} - \text{離島平均燃料格}) \times (2) \text{の離島基準単価} \div 1,000$$

(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を上回り、かつ、

$$119,000\text{円以下の場合離島ユニバーサルサービス調整単価} =$$

$$(\text{離島平均燃料価格} - 79,300\text{円}) \times (2) \text{の離島基準単価} \div 1,000$$

(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合

離島平均燃料価格は、119,000円といたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} =$$

$$(119,000\text{円} - 79,300\text{円}) \times (2) \text{の離島基準単価} \div 1,000$$

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する

次の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサル調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、料金表により最低料金が適用される契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 料金表により最低料金が適用される契約種別の場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	0.17円
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	0.01円

ロ イ以外の場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	0.01円
------------	-------

4. 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力、契約電流または契約容量の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力、契約電流または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ) 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ) 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。なお、この場合の計量器の取付けは、第39条に準ずるものといたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント}+(\pm\text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ) お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ) 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

5. 料金表

(1) 大いでんき 従量電灯 A (従量電灯 A 相当)

イ) 最低料金 [消費税込]

1契約につき最初の15キロワット時まで	642円67銭
---------------------	---------

ロ) 電力量料金 [消費税込]

15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	31円83銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	38円51銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円63銭

ハ) ガスセット割引

適用条件を満たす電気需給契約ごとに、毎月の電気料金から割引対象額の1%を割引いたします。

I. 割引対象額

割引対象額は基本料金または最低料金および電力量料金（燃料費等調整額・再生可能エネルギー発電促進賦課金・その他手数料等は含みません）の合計額をいいます。

II. 適用条件

i から iii の適用条件を満たすお客様のお申し出があり、当社との協議が整った場合に適用いたします。

- i. 当社のガス（以下、ガスといいます）と電気のご使用場所が同じであること
- ii. 原則としてガスと電気のご契約者が同じであること
- iii. 原則としてガス料金と電気料金を合算してお支払いいただけること

※合算とは、ガス料金と電気料金を同一の口座から合算して同時に支払うことをいいます。

※ガス契約のご使用場所ごとにガスセット割引を適用することができます。

(2) 大いでんき 従量電灯 B (従量電灯 B 相当)

イ) 基本料金 [消費税込]

契約容量1キロボルトアンペアにつき	397円35銭
-------------------	---------

ロ) 電力量料金 [消費税込]

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円23銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	35円14銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	36円95銭

ハ) ガスセット割引

適用条件を満たす電気需給契約ごとに、毎月の電気料金から割引対象額の1%を割引いたします。

I. 割引対象額

割引対象額は基本料金または最低料金および電力量料金（燃料費等調整額・再生可能エネルギー発電促進賦課金・その他手数料等は含みません）の合計額をいいます。

II. 適用条件

i から iii の適用条件を満たすお客様のお申し出があり、当社との協議が整った場合に適用いたします。

- i. 当社のガス（以下、ガスといいます）と電気のご使用場所が同じであること
- ii. 原則としてガスと電気のご契約者が同じであること
- iii. 原則としてガス料金と電気料金を合算してお支払いいただけること

※合算とは、ガス料金と電気料金を同一の口座から合算して同時に支払うことをいいます。

※ガス契約のご使用場所ごとにガスセット割引を適用することができます。

(3) 大いでんき 低圧電力（低圧電力相当）

イ) 基本料金 [消費税込]

契約電力1キロワットにつき	1,057円74銭
---------------	-----------

ロ) 電力量料金 [消費税込]

【夏季】1キロワット時につき	26円98銭
【その他季】1キロワット時につき	25円69銭

ハ) ガスセット割引

適用条件を満たす電気需給契約ごとに、毎月の電気料金から割引対象額の1%を割引いたします。

I. 割引対象額

割引対象額は基本料金または最低料金および電力量料金（燃料費等調整額・再生可能エネルギー発電促進賦課金・その他手数料等は含みません）の合計額をいいます。

II. 適用条件

i から iii の適用条件を満たすお客様のお申し出があり、当社との協議が整った場合に適用いたします。

- i. 当社のガス（以下、ガスといたします）と電気のご使用場所が同じであること
- ii. 原則としてガスと電気のご契約者が同じであること
- iii. 原則としてガス料金と電気料金を合算してお支払いいただけること

※合算とは、ガス料金と電気料金を同一の口座から合算して同時に支払うことをいいます。

※ガス契約のご使用場所ごとにガスセット割引を適用することができます。

6. 契約種別

(1) 大いでんき 従量電灯 A (従量電灯 A 相当)

イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 使用する最大容量が (以下最大需要容量といいます) 6キロボルトアンペア未満であること
- ② 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ) 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

(2) 大いでんき 従量電灯 B (従量電灯 B 相当)

イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。
- ② 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ) 契約容量

契約主開閉器により契約容量を定めることとした場合には、契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社および一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(イ) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

(ロ) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

ただし、契約容量を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、契約容量をお客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 低圧電力

イ) 適用範囲

動力を使用する需要で 次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(ロ) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）または、契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります

ハ) 契約電力

契約主開閉器により契約電力を定めることとした場合には、契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社および一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(イ) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

(ロ) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

ただし、契約電力を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、契約電力をお客さまと当社との協議によって定めます。

ニ) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

附則（中国電力ネットワーク株式会社管内）

燃料費等調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	0.0406
	β	0.0992
	γ	1.1994
基準燃料価格	X	80,300 円
基準単価 最低料金	1 契約につき 最初の 15kWh まで	3.185 銭
基準単価 電力量料金	15kWh をこえる 1kWh につき	21.2 銭

※上記基準単価には消費税等相当額を含む。